

松江市内で転居された方へ

(問い合わせ先) 松江市役所市民課届出係 TEL0852-55-5253

●主な手続きとして次のようなものがあります。

項目	松江市での手続き・担当課	手続きの窓口	必要なもの
国民健康保険 加入者	被保険者証の住所変更の手続きをしてください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 2 6 3	⑨ 保険年金課	・被保険者証 ・本人及び世帯主の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
後期高齢者医療 の被保険者	被保険者証の住所変更の手続きをしてください。 保険年金課 TEL 5 5 - 5 3 2 5	⑥ 保険年金課	・印鑑 ・被保険者証
公園墓地 南北霊苑を ご使用の方	詳しくは、窓口へお尋ねください。 市民課 TEL 5 5 - 5 2 5 2	⑤ 市民課	
市立の小・中・ 義務教育学校へ 通学している 児童・生徒	○ <u>転居先の校区が在籍校と異なる場合</u> →学校教育課(第四別館3階)で手続きしてください。 ○ <u>転居先の校区が在籍校と同じ場合</u> → <u>特に手続きは必要ありません。</u> 学校教育課 TEL 5 5 - 5 4 1 6	教育委員会 学校教育課	※校区外通学を希望される場合は手続きが必要です。(詳しくは窓口へお尋ねください。)
子ども医療	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6	⑪ 子育て 給付課	・子ども医療費受給資格証
児童手当	お子様と別居するなど、養育関係に変更があった時は手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		※詳しくは、窓口へお尋ねください。
未熟児 養育医療	窓口で手続きをしてください。 必要な書類を説明します。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		
小児慢性特定疾病 医療受給者証 をお持ちの方	窓口で手続きをしてください。 必要な書類を説明します。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 2 6		・医療受給者証
福祉医療 (ひとり親)	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・福祉医療費医療証(資格証)
児童扶養手当 の受給資格者	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 3 3 5		・手当証書 (お持ちの方のみ)
母子父子寡婦 福祉資金	住所変更の手続きをしてください。 子育て給付課 TEL 5 5 - 5 9 4 2		
保育所・幼稚園等 に在籍の児童	保育所幼稚園課にご連絡ください。 保育所幼稚園課 TEL 5 5 - 5 3 1 2	⑳ 保育所幼稚園課	

<p>介護保険 被保険者証 をお持ちの方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 介護保険課 TEL 5 5 - 5 9 3 0</p>	<p>⑬ 介護保険課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証
<p>障がい者手帳 をお持ちの方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
<p>特別障がい者手当 障がい児福祉手当 特別児童扶養手当 の受給者</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当証書 (※特別児童扶養手当のみ)
<p>障がい福祉サービス 及び松江市地域生 活支援事業受給者 証をお持ちの方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 0 5 4</p>	<p>⑭ 障がい者 福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス受給者証 ・松江市地域生活支援事業受給者証 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
<p>自立支援医療受給 者証をお持ちの方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 ・個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
<p>福祉医療 (重度障がい)</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 TEL 5 5 - 5 9 4 5</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費医療証 (資格証)
<p>緊急消防ファクシミリ (聴覚障がい者用) をお使いの方</p>	<p>住所変更の手続きをしてください。 障がい者福祉課 FAX 5 5 - 5 3 0 9</p>		
<p>松江市に固定資 産をお持ちの方</p>	<p>3月、4月に転居される場合、納税通知書等を転居前の住所にお送りすることがありますので、ご連絡ください。 ⑰ 固定資産税課 TEL 5 5 - 5 6 4 6</p>		
<p>上下水道 について</p>	<p>市内で転居される方は、引っ越しされる5日前までに上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。また、転居先が決まりましたら上下水道局お客さまセンターまでご連絡ください。 お客さまセンター TEL 5 5 - 4 8 8 8 (代表) 宍道町から転居される方、又は宍道町に転居される方は、斐川宍道水道企業団までご連絡ください。 斐川宍道水道企業団 TEL(0 8 5 3) 7 2 - 8 2 1 5</p>		
<p>ガス について</p>	<p>転居前と転居先のガス供給元(会社)をそれぞれご確認のうえ、そちらへご連絡ください。転居前の供給元が松江市ガス局の場合は、転居される5日前までに「ガスご使用量のお知らせ」に記載されている11桁のお客さま番号をお知らせください。また、転居先の供給元が松江市ガス局の場合も、郵便受けに入っている「停止中のお知らせ」か、ガスメーターについている「ガス閉栓中」の札に記載されている11桁のお客さま番号をお知らせください。 ガス局 TEL 2 1 - 0 0 1 1 (代表)</p>		
<p>町内会等加入 について</p>	<p>町内会・自治会の加入について手続きができます。 ⑱ 市民生活相談課 TEL 5 5 - 5 1 6 9</p>	<p>加入申込書の ⇒ ダウンロードはこちら</p>	